奈良市公報

号外第7号

平成27年3月10日印刷発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務がジンス課長 印刷所 株式会社 明新社

目 次

告示

平成26年度奈良市一般会計予算等の要領 …………1

告示

奈良市告示第163号

平成26年奈良市議会 3 月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成26年3月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成26年度奈良市一般会計予算
- 2 平成26年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計 予算
- 3 平成26年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 4 平成26年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 5 平成26年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算
- 6 平成26年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算
- 7 平成26年度奈良市駐車場事業特別会計予算
- 8 平成26年度奈良市介護保険特別会計予算
- 9 平成26年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 10 平成26年度奈良市針テラス事業特別会計予算
- 11 平成26年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 12 平成26年度奈良市病院事業会計予算
- 13 平成26年度奈良市水道事業会計予算
- 14 平成26年度奈良市都祁水道事業会計予算
- 15 平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算
- 第1表 歳入歳出予算

歳 入

16 平成26年度奈良市下水道事業会計予算 平成26年度奈良市一般会計予算

平成26年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 126,000,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額 は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

- 第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の 経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。 (債務負担行為)
- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。 (一時借入金)
- 第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時 借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。 (歳出予算の流用)
- 第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により 歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

737 7 7									
款				IJ	Ę			金	額
1. 市	税								52,310,803 ^{千円}
		1.	市		民		税		26,399,448
		2.	固	定	資	産	税		19,378,152
		3.	軽	自	動	車	税		436,436
		4.	市	た	ば	Z	税		1,917,543
		5.	特	別土	地	保有	税		265
		6.	入		湯		税		6,855
		7.	事	業		所	税		936,161
		8.	都	市	計	画	税		3,235,943
2. 地 方 譲 与	税								840,000
		1.	地	方揮	発 油	由譲与	税		260,000

万外界 1 万		
	2. 自動車重量譲与税	580,000
3. 利 子 割 交 付 金		270,000
	1. 利 子 割 交 付 金	270,000
4. 配 当 割 交 付 金	-11, 1 11, 20 11, 20	490,000
	1. 配 当 割 交 付 金	490,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	1, 11 1 11 1 1 1	250,000
5. 怀以守厥仅万时可入门业	1. 株式等譲渡所得割交付金	250,000
6. 地方消費税交付金	1. 怀凡寻戚极所特别又门亚	3,800,000
0.地方的貝忧又的亚	1 地士消费税 六 社 仝	
7 可见为相利田税去什么	1. 地方消費税交付金	3,800,000
7. ゴルフ場利用税交付金	1	300,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
8. 自動車取得税交付金		150,000
	1. 自動車取得税交付金	150,000
9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		3,614
11 11 11 11 11 11 11 11 11	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,614
10. 地方特例交付金	11 3 13 93 97 97 13 22	230,000
	1. 地 方 特 例 交 付 金	230,000
11. 地 方 交 付 税		15,400,000
	1. 地 方 交 付 税	15,400,000
12. 交通安全対策特別交付金	1, 26 77 × 11 176	60,000
14. 人起女王村来内州人门亚	1. 交通安全対策特別交付金	60,000
13. 分担金及び負担金	1. 又過女王和來內所又自並	<u> </u>
15. 为担並及び負担並	1 /\ +1	1,574,993
	1. 分 担 金	3,620
14 P E W E W T W W	2. 負 担 金	1,571,373
14. 使用料及び手数料	, the sea dul	2,372,812
	1. 使 用 料	1,627,870
	2. 手 数 料	744,942
15. 国 庫 支 出 金		22,789,106
	1. 国 庫 負 担 金	18,113,192
	2. 国 庫 補 助 金	2,832,139
	3.国 庫 委 託 金	112,904
	4.国 庫 交 付 金	1,730,871
16. 県 支 出 金		6,156,035
	1. 県 負 担 金	4,568,661
	2. 県 補 助 金	1,454,215
	3. 県 委 託 金	107,791
	4. 県 交 付 金	25,368
17.財 産 収 入		786,895
	1. 財 産 運 用 収 入	132,435
	2. 財 産 売 払 収 入	654,460
18.寄 附 金		6,500
	1. 寄 附 金	6,500
19.繰 入 金		285,470
/ <u></u>	1. 基 金 繰 入 金	285,470
20.諸 収 入	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3,307,372
7A /	1. 延滞金・加算金及び過料	200,001
	1. 延伸玉・加昇玉及び週代 2. 預 金 利 子	3,210
		1,340,583
01 = *	4. 雑 入	1,763,578
21.市 債		14,616,400
	1. 市	14,616,400

	款					IJ	<u> </u>			金額
1. 議		<u> </u>	費							780,083 ^{千円}
1 . Hgx			Д.	1.	議		会		費	780,083
2. 総		ķ	費		нала				,(14,285,863
2 · ///L	12	,	Д.	1.	総	務	管	理	費	11,128,689
				2.	企		画		費	1,489,572
				3.	徴		税		費	1,034,315
				4.		籍住民		本台帳		400,629
				5.	選		挙		費	102,250
				6.	統	計	調		費	48,977
				7.	監	査	委	員	費	81,431
3. 民	4	<u> </u>	費							53,191,536
				1.	社	会	福	祉	費	23,550,751
				2.	児	童	福	祉	費	16,557,355
				3.	生	活	保	護	費	13,020,004
				4.		民 年	金	事務	費	63,426
4. 衛	4		費		_					10,713,620
				1.	保	健	衛	生	費	1,887,217
				2.	保	健		所	費	1,788,905
				3.			掃		費	5,692,256
				4.			• • • •	道	費	1,345,242
5. 労		 ђ	費							119,892
				1.	労	動		諸	費	119,892
6.農	林水	産業	費							537,788
				1.	農		林		費	537,788
7. 商		-	費							1,587,039
				1.	商		工		費	1,587,039
8. 観		ć	費							938,715
				1.	観		光		費	938,715
9. 土	. A	ζ	費							9,128,344
				1.	土	木	管	理	費	204,226
				2.	道	路	橋	梁	費	2,249,627
				3.	河		JII		費	288,509
				4.	都	市	計	画	費	3,869,752
				5.	下	水		道	費	2,127,000
				6.	住		宅		費	389,230
10. 消	D	ว่	費							4,394,717
				1.	消		防		費	4,394,717
1. 教	育	Î	費							12,616,350
				1.	教	育	総	務	費	2,782,718
				2.	/]\	学		校	費	2,419,841
				3.	中	学		校	費	1,570,431
				4.	高	等	学	校	費	940,118
				5.	幼	稚		園	費	1,078,313
				6.	社	会	教	育	費	1,551,642
				7.	保	健	体	育	費	2,273,287
12. 災	害後	夏旧	費							69,000
				1.	災	林 水 害	復	旧	設費	7,000
				2.	土:	木施設	災	害復旧	費	62,000
13. 公	信	Ę	費							17,560,665
				1.	公		債		費	17,560,665
14. 諸	支	出	金							26,388
				1.	抽	元公司	比 事	業 基	余	23,388

			3. 減	債	基	金	1,000
15. 予	備	費					50,000
			1. 予	備		費	50,000
	歳	出	合	計			126,000,000

第2表 継続費

1. 新規分

	款		項			事 業 名	総額	年 度	年 割 額
奶	総務費企画費		第 4 次総合計画	手円 14,000	平成26年度	9,000 ^{千円}			
心心			貝	後期基本計画策定	14,000	平成27年度	5,000		
Д.	4.	排	±47 -	±∍.Lī	前書	(仮称)奈良IC 周辺まちづくり	12 500	平成26年度	9,000
土木費		都市計画費		到 頁	計画策定	13,500	平成27年度	4,500	

第3表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期	間	限	度	額
人事給与システム導	入経費		6年度から 7年度まで			千円 550,000
財務会計システム導	入経費		6 年度から 7 年度まで			370,000
住民情報システム導	入経費		6 年度から 7 年度まで			890,000
福祉情報システム導	入経費		6 年度から 6 年度まで			490,000
介護長寿システム導	入経費		6 年度から 6 年度まで			410,000
国保年金システム導	入経費		6 年度から 7 年度まで		1,	560,000
住宅管理システム導	入経費		6年度から 6年度まで			58,000
財務会計システム導 務支援委託	入に伴う公会計業		6年度から 8年度まで			16,000
デジタル移動系防災	行政無線整備事業		6年度から 7年度まで			276,080
税額通知書印刷等経	費		6年度から 7年度まで			8,500
市税催告業務委託			6 年度から 7 年度まで			667
知事及び県議会議員	選挙費		6年度から 7年度まで			32,100
新斎苑環境評価業務	委託		6年度から 7年度まで			22,400
クリーンセンター環 託	境影響評価業務委		6年度から 8年度まで			80,000
奈良市・生駒市高橋 ター整備事業	機能消防指令セン		6 年度から 7 年度まで			786,000
指定管理者による入 に要する経費	江泰吉旧居の管理		6年度から 0年度まで			Eした指定 管理に要す
指定管理者による(化いの家の管理に要す			6年度から 0年度まで			Eした指定 育理に要す

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	手円 552,200	普通貸借 又 は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式 により当直しを でまり当直した では、 いては、 の利率 と し後の利率 と する。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	77,100	"	"	"

スポーツ施設整備事業	68,400	"	"	"
福祉施設整備事業	654,400	"	"	"
保健衛生施設整備事業	29,000	"	"	"
清掃施設整備事業	218,500	"	"	"
土地基盤整備事業	53,900	"	"	"
観光施設整備事業	86,200	"	"	"
道 路 事 業	1,018,000	"	"	"
河 川 事 業	146,800	"	"	"
都市計画事業	645,300	"	"	"
公営住宅建設事業	49,500	"	"	"
消防施設整備事業	511,900	"	"	"
義務教育施設整備事業	1,777,200	"	"	"
高等学校施設整備事業	13,000	"	"	"
幼稚園施設整備事業	14,000	"	"	"
社会教育施設整備事業	95,500	"	"	"
災害復旧事業	45,500	"	"	"
退 職 手 当	1,760,000	"	"	"
臨時財政対策	6,800,000	"	"	"
計	14,616,400			

平成26年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計予算

平成26年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額 算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳 入

	款			項			金	額
1. 繰	入	金						6,256 ^{千円}
			1. — #	般 会 計	繰 入	金		6,256
2. 諸	収	入						13,744
			1. 雑			入		13,744
	歳	入	合	計				20,000

歳出

	款]	項		金	額	
1		宅 新											6,256 ^{千円}
	貸	付	事	業	費	1.	総	務	管	理	費		6,256
2	. 公		債		費								13,744
						1.	公		債		費		13,744
			歳		出	<u></u>	}	計					20,000

平成26年度奈良市国民健康保険

特別会計予算

平成26年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次 は、「第1表 歳入歳出予算」による。 に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ| 借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。 第1表 歳入歳出予算

37,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額

| 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,000

は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

千円と定める。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		8,600,594 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	8,600,594
2. 使用料及び手数料		120

1. 手	数料	120
3. 国 庫 支 出 金		8,457,707
1. 国	庫 負 担 金	6,786,401
2. 国	庫 補 助 金	1,671,306
4. 療養給付費交付金		1,276,274
1. 療	養給付費交付金	1,276,274
5. 前期高齢者交付金		10,550,000
1. 前	期高齢者交付金	10,550,000
6. 県 支 出 金		1,901,690
1. 県	負 担 金	276,779
2. 県	補 助 金	1,624,911
7. 共同事業交付金		4,139,640
1. 共	同事業交付金	4,139,640
8. 財 産 収 入		1,000
1. 財	産 運 用 収 入	1,000
9. 繰 入 金		2,536,914
1. —	般会計繰入金	2,346,914
2. 基	金 繰 入 金	190,000
10. 諸 収 入		36,061
1. 延	滞金及び過料	61
2. 雑	入	31,200
3. 療	養費等指定公費返還金	4,800
歳 入 合	計	37,500,000

歳 出

款	項	金額
1. 総 務 費		339,462 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	264,297
	2. 賦 課 徴 収 費	74,443
	3. 運 営 協 議 会 費	722
2. 保 険 給 付 費		25,658,498
	1. 給 付 諸 費	25,658,498
3. 老人保健拠出金		1,300
	1. 老人保健拠出金	1,300
4. 後期高齢者支援金等		4,950,500
	1. 後期高齢者支援金等	4,950,500
5. 前期高齢者納付金等		7,500
	1. 前期高齢者納付金等	7,500
6. 介 護 納 付 金		2,020,000
	1. 介 護 納 付 金	2,020,000
7. 共同事業拠出金		4,139,670
	1. 共同事業拠出金	4,139,670
8. 保 健 事 業 費		310,770
	1. 特定健康診査等事業費	276,102
	2. 保 健 事 業 費	34,668
9. 基 金 積 立 金		1,000
	1. 基 金 積 立 金	1,000
10. 公 債 費		25,000
	1. 公 債 費	25,000
11. 諸 支 出 金		45,800
	1. 還付及び還付加算金	41,000
	2. 療養費等指定公費立替金	4,800
12. 予 備 費		500
	1. 予 備 費	500
歳 出	合 計	37,500,000

平成26年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算 平成26年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算 は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすこ 1,534,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額 は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、 利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款		項	金額
1. 国 庫 支	出 金		114,200 ^{千円}
		1. 国 庫 交 付 金	114,200
2. 繰 入	金		1,027,035
		1. 一般会計繰入金	1,027,035
3.諸 収	入		765
		1. 雑 入	765
4. 市	債		392,000
		1. 市 債	392,000
歳	入	合 計	1,534,000

歳出

款	項	金額
西大寺駅南地区		334,500 ^{千円}
1. 土地区画整理事業費	1. 西大寺駅南地区1. 土地区画整理事業費	334,500
JR奈良駅南地区		337,900
2. 土地区画整理事業費	1. JR 奈良駅南地区 1. 土地区画整理事業費	337,900
3. 公 債 費		861,600
	1. 公 債 費	861,600
歳出	合 計	1,534,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
西大寺駅南地区土地区画整理事業	手四 185,300	普通貸借 又 は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方面と 率見直し方面と をの見直した 行ったは、見直 し後の利率と する。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財間を短縮し、もしくは異と債還又は低利に借換えすることができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	206,700	"	"	"
計	392,000			

平成26年度奈良市市街地再開発

事業特別会計予算

平成26年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額 は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳 入

	款			項			金	額
1. 繰	入	金						344,100 ^{千円}
			1. —	般会計	繰入	金		344,100
	歳	入	合	計				344,100

- |第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 344,100千円と定める。
 - は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

334,300千円と定める。

328,700千円と定める。

は、「第1表 歳入歳出予算」による。

は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出

	款			項		金	額
1. 公	債	費					344,100 ^{千円}
			1. 公	債	費		344,100
	歳	出	合	計			344,100

平成26年度奈良市公共用地 取得事業特別会計予算

平成26年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算 | 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額 は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

	款			項			金	額
1. 繰	入	金						334,300千円
			1. —	般会計	繰入	金		334,300
	歳	入	合	計				334,300

歳出

	款			項		金	額
1. 公	債	費					334,300 ^{千円}
			1. 公	債	費		334,300
	歳	出	合	計			334,300

平成26年度奈良市駐車場事業 特別会計予算

平成26年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額 定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		100,275 千円
	1. 使 用 料	100,275
2. 繰 入 金		228,147
	1. 一般会計繰入金	228,147
3. 諸 収 入		278
	1. 雑 入	278
歳入	合 計	328,700

歳出

			款						IJ	Į			金	額	į
1.	駐	車	場	事	業	費								99,3	00千円
							1.	駐	車	ţ	旦 勿	費		99,3	00
2.	公		fi	責		費								229,4	00
							1.	公		債		費		229,4	00
			卢	支	L	H	É	j	計					328,7	00

平成26年度奈良市介護保険 特別会計予算

めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,203,000千円と定める。
- 平成26年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額 は、「第1表 歳入歳出予算」による。

1.	R	険		料							5,428,115 ^{千円}
					1. 介	. 18	隻	保	険	料	5,428,115
2.	車	支	出	金							5,692,785
					1. 🗉	I I	Ē	負	担	金	4,658,160
					2. ₺		Ē	補	助	金	1,034,625
3. 3	支払 基	金	交 付	金							7,321,438
					1. 支	払	基	金	交 付	金	7,321,438
4. 児	支		出	金							3,592,096
					1. 県	Ļ	負		担	金	3,514,875
					2. 県	Ļ	補		助	金	77,221
5. 月	才 産		収	入							8,734
					1. 財	産	迫	E J	用 収	入	8,734
6. 糸	Ŗ	入		金							4,151,803
					1	- 般	会	計	繰入	金	3,829,410
					2. 差	: 4	È	繰	入	金	322,393
7. 🕏	k I	収		入							8,029
					1. 雑					入	8,029
		歳	7		合		計				26,203,000

歳出

款	項	金額
1. 総 務 費		609,243 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	295,678
	2. 賦 課 徴 収 費	21,400
	3. 介護認定審査会費	292,165
2. 保 険 給 付 費		25,147,800
	1. 介護サービス等諸費	25,147,800
3. 地域支援事業費		427,223
	1. 介護予防事業費	98,550
	2. 包括的支援事業· 任 意 事 業 費	328,673
4. 基 金 積 立 金		8,734
	1. 基 金 積 立 金	8,734
5. 諸 支 出 金		10,000
	1. 償還金及び還付加算金	10,000
歳出	合 計	26,203,000

平成26年度奈良市母子寡婦 福祉資金貸付金特別会計予算

平成26年度奈良市の母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の 予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳 入

	款			項		金	額
1. 繰	入	金					1,041 ^{千円}
			1. — #	般 会 計	繰 入 金		1,041
2. 繰	越	金					816
			1. 繰	越	金		816
3. 諸	収	入					29,143
			1. 貸 1	付 金 元	利収入		28,943
			2. 雑		入		200
	歳	入	合	計			31,000

歳 出

款	項	金	額

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,000 千円と定める。
- 福祉資金貸付金特別会計予算 十円と定める。 平成26年度奈良市の母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額

は、「第1表 歳入歳出予算」による。

1	1.			婦福									31,000 ^{千円}
		貸	付	事	業	費	1.	総	務	管	理	費	1,315
							2.	貸		付		金	29,685
				歳	ŀ	H	1	1	計				31,000

平成26年度奈良市針テラス

事業特別会計予算

平成26年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額 に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

界Ⅰ条	成人成出	ア昇の総額	損は、	成人尿	は出て	れて	X192	,300)
千円と	定める。								

は、「第1表 歳入歳出予算」による。

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		73,500 ^{千円}
	1. 使 用 料	73,500
2. 財 産 収 入		3
	1. 財 産 運 用 収 入	3
3. 繰 入 金		18,797
	1. 一般会計繰入金	18,313
	2. 基 金 繰 入 金	484
歳入	合 計	92,300

歳出

款			項	金	額
1. 針 テ ラ :	ス事業費				3 ^{千円}
		1. 針 テ	ラス事業費		3
2. 公 1	債 費				92,297
		1. 公	債 費		92,297
į	歳出	合	計		92,300

平成26年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

平成26年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,223,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額 は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定 めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 病 床 数 一般病床 350床

2. 年間患者数

(1) 入 院 96,472人 (2) 外 204.321人 来

3. 1日平均患者数

(1) 入 院 264人 (2) 外 来 695人 (収益的収入及び支出)

|第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定 める。

収 入

第1款 病院事業収益 628,511千円 第1項 医 42,307千円 業 収 益 第2項 医 業 外 収 益 487.304千円 第3項 看護師養成事業収益 98,900千円

支 出 第1款 病院事業費用 622,700千円 第1項 医 業費 用 493,725千円 第2項 医 業 外 費 用 23,149千円 第3項 看護師養成事業費用 98,900千円 第4項 特 別 損 失 5,426千円 第5項 予 備 費 1,500千円 (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定め る(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 15,980千円は、当年度分損益勘定留保資金15,980千円で 補填するものとする。)。

入 収 第1款 資本的収入 26,020千円 第1項 負 担 26,020千円 金 支 出

第1款 資本的支出 42,000千円

第1項 企業債償還金 (一時借入金)

42,000千円

- 第5条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)
- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することがで きる場合は、次のとおりと定める。

第1項 医 業 費 用 第2項 医 業 外 費 用

第3項 看護師養成事業費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、 それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を | 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定 その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ ればならない。

(1) 職員給与費

55,594千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 45,878千円である。

平成26年度奈良市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定 めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給 水 戸 数 167.300戸 2. 年間総給水量 44,464,000 m³ 3. 1日平均給水量 121,820 m³ 4. 主要な建設改良事業 1,127,342千円 (1) 施設整備事業費 7,830千円 (2) 施 設 659,350千円 費 (3) 配水施設改良費 460.162千円 (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定 | 第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定め める。

	収		入	
第1款 水	:道事業収益			8,889,000千円
第1項	営 業 収	益		7,790,874千円
第2項	営業外収	益		1,098,106千円
第3項	特別利	益		20千円
	支		出	
第1款 水	(道事業費用			8,947,000千円
第1項	営 業 費	用		7,156,376千円
第2項	営業外費	用		793,314千円
第3項	特 別 損	失		987,310千円
第4項	∀ /#:	費		10 000 T.III
77.1.7	予 備	其		10,000千円

める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,842,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,578,347千 円、当年度分損益勘定留保資金1,222,152千円及び当年度 分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,501千円で 補填するものとする。)。

入

収

		V .		/ •	
第1款	資本的	収入			1,890,000千円
第1項	企	業	債		602,000千円
第2項	負	担	金		990,928千円
第3項	分	担	金		297,072千円
		支		出	
第1款	資本的]支出			4,732,000千円
第1項	施設	整備事	業費		39,618千円
第2項	施	設	費		732,001千円
第3項	配水	体設改	良費		569,270千円
第4項	固定	資産取	得費		47,808千円
第5項	企業	美債償:	還 金		2,288,960千円
第6項	長!	期割り	武金		1,004,343千円
第7項	投		資		40,000千円
第8項	予	備	費		10,000千円
(継続費))				

る。

款	項	事 業 名	総額	年 度	年 割 額
		口径800粍配水本管布設工事	千円		千円
	施設整備			26	7,830
	事業費		1,634,418	27	524,988
資本的支出				28	1,101,600
貝华的文山	施設費		千円	26	22,680
		緑ヶ丘浄水場 急速ろ過池設備		27	252,720
		急速ろ適池設備改良工事	1,117,800	28	343,440
				29	498,960

(債務負担行為)

限度額は、次のとおりと定める。

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び

事	項	期間	限	度	額
公米米茲与托米	效 禾 紅	平成26年度から			千円
営業業務包括業	份安託	平成31年度まで			980,593

428.110千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

の方法は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業収益

(資本的収入及び支出)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 602,000	証書借入	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後、見直しをしては、列率とする。)	借入先の融資条件に よる。ただし企業財 政の都合により、据 置期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は 低利に借り換えるこ とができる。

(一時借入金)

- 第8条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)
- 第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項相互の間における経費の流用額が、50,000千円 以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経 費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、 それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ ればならない。

(1) 職員給与費

2,632,244千円

(他会計からの補助金)

- 第11条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと 定める。
 - (1) 布目ダム建設事業(一次精算)割賦負担金元利償還 補助金522,261千円
 - (2) 布目ダム建設事業(二次精算)割賦負担金元利償還 補助金 91,986千円
 - (3) 比奈知ダム建設事業割賦負担金元利償還補助金

247,454千円

14,202千円

(4) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 116,200千円

(5) 児童手当補助金

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産購入限度額は、250,000千円と定める。

平成26年度奈良市都祁水道事業会計予算(総則)

第1条 平成26年度奈良市都祁水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数 1.917頁

2. 年間総給水量 756,123㎡

3. 1日平均給水量 2,071㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1項 営 業 収 益 138.246千円 第2項 営業外収益 289,863千円 第3項 特 別 利 益 1千円 支 H 第1款 水道事業費用 515,000千円 第1項 営 業 費 用 433,622千円 第2項 営業外費用 78,840千円 第3項 特 別 損 失 2,538千円

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額106,290千円は、過年度分損益勘定留保資金22,017千円、当年度分損益勘定留保資金75,254千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本収支調整額9,019千円で補填するものとする。)。

収入

第1款 資本的収入 158,190千円 第1項 他会計からの長期借入金 40,000千円 第2項 負 担 金 116,558千円 第3項 分 担 金 1,632千円 支 出

 第1款
 資本的支出
 264,480千円

 第1項
 固定資産取得費
 98千円

 第2項
 企業債償還金
 221,541千円

 第3項
 長期割賦金
 42,841千円

(一時借入金)

- 第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)
- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項相互の間における経費の流用額が、5,000千円 以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経 費)

1,917戸 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、 56,123㎡ それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を 2,071㎡ その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ ればならない。

(1) 職員給与費

32,798千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと

184,240千円

(1) 布目ダム建設事業(一次精算)割賦負担金元利償還 20.589千円

(2) 布目ダム建設事業(二次精算)割賦負担金元利償還 補助金 3.275千円

(3) 簡易水道事業債元利償還補助金 123,612千円

(4) 高料金対策補助金 139.793千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,500千円と定める。

平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算 (総則)

第1条 平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計の予算 は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給 水 戸 数 487戸 2. 年間総給水量 $150,224\,\mathrm{m}^3$ 3. 1日平均給水量 $412\,\mathrm{m}^3$ 4. 主要な建設改良事業 1,667千円 (1) 配水施設改良費 1,667千円 (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定

収 入

							,
44	第1項	営	業	収	益		25,459千円
]	第2項	営	業夕	卜収	益		158,780千円
ᄪ	第3項	特	別	利	益		1千円
]			Z	Z		出	
]	第1款 氰	9易	水道事	業費	則		205,630千円
]	第1項	営	業	費	用		195,795千円
	第2項	営	業夕	費	用		9,046千円
	第3項	特	別	損	失		789千円
	(資本的4	又入	及びす	过出)			
	第4条 資本	k的!	仅入及	なび支	乏出の	予定額は、	次のとおりと定
	める。						
Ī			1	Z		入	
	第1款 資	資本!	的収入				21,020千円
	第1項	企	詳	Ė	債		1,600千円
	第2項	負	担	1	金		19,023千円
i	第3項	分	排	7	全		397千田

第1款 簡易水道事業収益

第3項 分 397十円 支 出 第1款 資本的支出 20,700千円 第1項 配水施設改良費 1,667千円 第2項 固定資産取得費 10千円 第3項 企業債償還金 19,023千円 (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還 の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 1,600	証書借入	5.0%以内(利 率見直し当該利 率の見直と当直とお でった後、見 し後、見 し後の利 する。)	借入先の融資条件に よる。ただし企業財 政の都合により、据 置期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は 低利に借り換えるこ とができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することがで│第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,000千円と定める。 きる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項相互の間における経費の流用額が、5,000千円 以内である場合。

費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、 それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。 その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ ればならない。

(1) 職員給与費 10.775千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと 定める。

(1) 簡易水道事業債元利償還補助金 13.135千円

(2) 高料金対策補助金

1,468千円

(3) 児童手当補助金

20千円

(4) 簡易水道事業助成金

36,147千円

(たな卸資産の購入限度額)

平成26年度奈良市下水道事業会計予算

(総則)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経 | 第1条 平成26年度奈良市下水道事業会計の予算は、次に 定めるところによる。

(業務の予定量)

1. 力	く 労	も 化	二人			312,668人
2. 年	E 間	有	収水	、量		37,971,118 m³
3. 1	日 2	平均1	有収え	水量		$104,030\mathrm{m}^{\mathrm{3}}$
4. 主	三要な	建設	改良	事業		832,568千円
(1)	管	渠	建	設	費	566,585千円
(2)	管	渠	改	良	費	64,400千円
(3)	処玉	里場	建設	改良	夏費	42,800千円
(4)	流垣	成下水	道整	備事	業費	158,783千円

(収益的収入及び支出)

第4項予 備 費

(資本的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定 める。

- 9 0			
	収	入	
第1款	下水道事業収益		7,663,000千円
第1項	営 業 収 益		4,811,733千円
第2項	営業外収益		2,851,231千円
第3項	特別利益		36千円
	支	出	
第1款	下水道事業費用		8,355,000千円
第1項	営 業 費 用		7,306,378千円
第2項	営業外費用		1,023,958千円
第3項	特別損失		19,664千円

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定 める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 907,000千円は、当年度分損益勘定留保資金849,328千円 57,672千円で補填するものとする。)。

		収		入	
第1款 賞	資本的場	区入			3,454,000千円
第1項	企	業	債		1,650,000千円
第2項	他会	計補助	金		1,494,315千円
第3項	国庫	浦助金瓦	なび交	付金	236,343千円
第4項	県	浦 助	金		46,011千円
第5項	負 扌	担 金	等		27,331千円
		支		出	
第1款 資	資本的	支出			4,361,000千円
第1項	建設	改良	費		1,004,568千円
第2項	固定資	資産取得	費		2,809千円
第3項	企業	債償還	金		3,353,623千円
(特例的中	又入及	び支出)			
tata					

5.000千円 第4条の2 地方公営企業法施行会第4条第4項の規定に より当該事業年度に属する債権及び債務として整理する 未収金及び未払金の金額は、それぞれ809,796千円及び 204,539千円である。

(債務負担行為)

及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 | 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び 限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期間	限 度 額
水洗便所改造資金融資斡旋事業 に伴う利子補給(公共下水道分)	平成26年度から 平成30年度まで	融資総額33,000千円を限度とす る年利1.35%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融 機関からの融資に対する損失補 償(公共下水道分)	平成26年度から 平成30年度まで	金融機関からの借入総額33,000 千円及び当該借入期間中の利息 相当額並びに遅延利息の合計額
水洗便所改造資金融資斡旋事業 に伴う利子補給(農業集落排水 処理施設分)	平成26年度から 平成30年度まで	融資総額11,100千円を限度とす る年利1.35%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融 期間からの融資に対する損失補 償(農業集落排水処理施設分)	平成26年度から 平成30年度まで	金融機関からの借入総額11,100 千円及び当該借入期間中の利息 相当額並びに遅延利息の合計額

(企業債)

の方法は、次のとおりと定める。

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,650,000	証書借入	5.0%以内(利 率見直し方 により当直しを での見直後にお でては、利率 し後の)	借入先の融資条件に よる。ただし企業財 政の都合により、据 置期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は 低利に借り換えるこ とができる。
			する。)	

(一時借入金)

- 第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)
- きる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 各項相互の間における経費の流用額が、50,000千円 以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、 それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なけ ればならない。

(1) 職員給与費

404,506千円

(他会計からの補助金)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することがで 第10条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、 2,127,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、100,000千円と定める。 (平成26年3月24日掲示済)